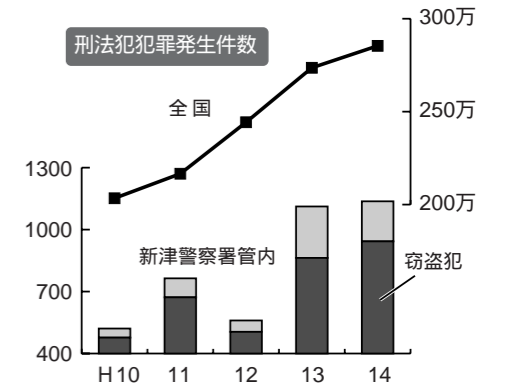


市役所 ☎24-2111 (代表)

みんなで作ろう安心の街

新津市でも街頭犯罪が多発しています!

全国的に犯罪の発生件数が増えていますが、新津市でも自転車の盗難や車上狙いといった街頭犯罪が多発しています。事件が発生したときには、警察への速やかな通報が大切ですが、家庭や地域ぐるみでの防犯意識の高まりや的確な対策が、安全で安心なまちづくりのために求められています。



左の図は、今年の一月から九月までの間に、市内にある警察の交番や駐在所で取り扱った街頭犯罪の件数です。市街地や住宅地での犯罪が多くなっています。以前は少なかった郊外での発生件数も近年は増えています。犯罪の種類別で見ると、以前から

多く発生している自転車の盗難に加え、車上狙いや自販機荒らしといった金品目当ての犯罪が増加しています。また同一の犯人が、同じ地区で犯罪を繰り返す傾向も増えています。これらの街頭犯罪は、所有者が細心の注意を払っていればある程度防ぐことができるものです。今まで犯罪に遭わなかったからといって油断せず、日ごろから防犯対策を心掛けましょう。

空き巣狙いには

- ・短時間の外出でも、必ず戸締まりをする。
- ・防犯性の高い錠前や窓を取り付ける。

自動車泥棒・車上狙いには

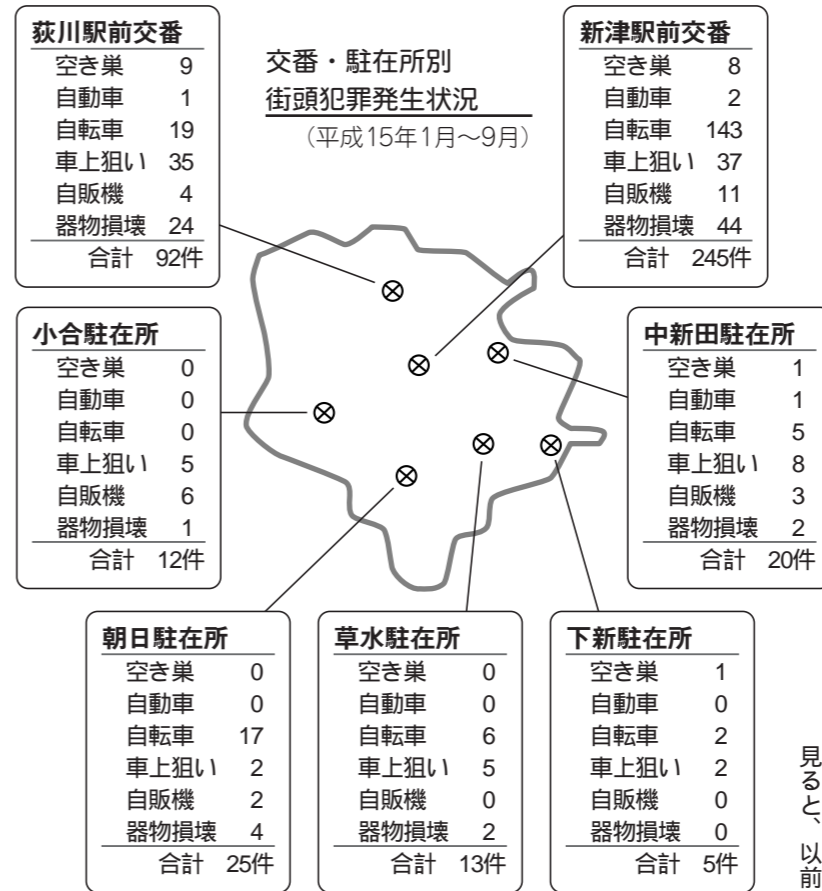
- ・駐車するときはエンジンキーを抜き、ドアを施錠する。
- ・自動車内に貴重品を置かない。
- ・車庫が駐車場に駐車し、路上などに放置しない。

自転車泥棒などには

- ・キーを抜くだけでなく、ループロックなどの丈夫な錠を取り付ける。
- ・防犯登録を必ずしておく。

自販機荒らしなどには

- ・自動販売機の周りに照明を設置する。



子ども安全パトロールを11月から行っています

街頭犯罪とともに、小さな子どもや児童・生徒を狙った犯罪も増えています。広報11月15日号でお知らせしたとおり、市では11月から「新津市子ども安全パトロール」を行っています。不審な人物や危険な場所などについての情報提供をお願いします。

- ・犯罪性や危険性が高いものなどについての情報
 - ☎警察110番または新津警察署(☎23-0110)へ。
 - ・通学路付近での不審者や危険な場所などについての情報
 - ☎パトロール本部(セコムジャスティック上信越)
 - パトロール時間内は携帯電話(☎090-1455-7592、080-1013-6394)。
 - 時間外はフリーダイヤル(☎0120-55-7621)へ。
- ※パトロール時間は午前8時30分～午後11時30分(土・日曜日および祝・休日を除く。変更の場合有り)

利用しやすいサービスを目指して

電子政府・電子自治体で行政が変わります

(その1)

国と自治体では、住民の生活をより快適にするため、利用しやすい行政サービスの提供に取り組んでいます。その柱となるものが、インターネットを活用した「電子政府・電子自治体」の構築です。

これによりさまざまな行政情報が入手でき、またインターネット上の窓口から、行政サービスを受けることができるようになります。

その内容について、二回にわたってお知らせします。



電子政府・電子自治体とは?

電子政府・電子自治体は、政府と地方自治体がコンピュータとインターネットを通じて、行政サービスを原則として二十四時間提供するシステムで、平成十五年度中の運用開始を目指して構築を進めています。

各種行政手続、行政情報、納税などについて

では、今まで郵送したり、住民が官公署の窓口まで足を

を運んで資料の提出や申請・届出などの手続を行う必要があります。電子政府・電子自治体では、これら従来の方法に加え、コンピュータとインターネットを活用して総合的な行政サービスを受けることができるよう計画されています。

電子政府・電子自治体は、その利便性を最大限に活用するとともに、行政の簡素化・効率化と行政サービスの質的な向上を同時に実現する有力な手法として期待されています。

電子政府・電子自治体は、その利便性を最大限に活用するとともに、行政の簡素化・効率化と行政サービスの質的な向上を同時に実現する有力な手法として期待されています。

簡単な手続きで住民負担を軽減

行政の多様な情報の入手や各

種手続は、窓口に向いて行う必要があり、忙しいときなどにはなかなかできないのが現状です。電子政府・電子自治体が始まると、深夜や早朝、休日でもインターネットを通じて手続をすることができるようになります。

電子政府・電子自治体は、欲しい行政情報をより簡単に入手することができ、行政機関同士のやりとりもオンラインで処理されるなど、行政手続の事務処理も効率よく素早く行われます。

また事務処理にかかる費用が削減され、住民の負担も軽減することができるようになります。

新しい制度を利用するには?

電子政府・電子自治体を利用するには、インターネットに接続することのできるコンピュー

ター、住民基本台帳カードなどのICカード、ICカードを読み込むための装置(ICカードリーダーライタ)が必要となります。オンラインによる申請は、これらを利用しそれぞれのインターネット上の窓口で電子的申請手続きをすることによって行います。

さらにオンラインによる申請では、申請をしている人が本人であることを確認することが重要です。本人確認をするための基となるものは、新たに始まる公的個人認証サービスと住民基本台帳ネットワークです。インターネットでは、印鑑や公的証明書が必要な申請のとき、電子証明書(印鑑証明書の代わり)をICカードに入れ、電子署名(印鑑の代わり)を添えて申請を行います。これが公的個人認証サービスで、住所のある市町村窓口で今年度中に始まる予定になっています。その内容を広報一月一日&十五日合併号でお

オンライン手続きで便利になります



安全性の確保に力を入れています

オンライン手続きにおいては、公的個人認証サービスを利用した電子署名を付けることにより、他人になりすました申請や申請後の申請書の改ざんが防止されます。インターネット上でやりとりされるデータは暗号化し、第三者に見られても内容が分からないようになっていきます。また、電子政府・電子自治体として、国・地方自治体の各機関をそれぞれ結ぶネットワークは、部外者の侵入、攻撃を防ぐため専用のネットワークとして構築され、外部との接続部分の防壁や二十四時間の監視体制など安全措置を施しています。

さらに、国や地方自治体が保有する個人情報の保護対策については、個人情報保護法が平成十五年五月に成立しています。ここでは罰則規定も含め、より厳格な仕組みが整備され、地方自治体についても、個人情報保護条例・セキュリティ基本方針の整備を進めています。

問い合わせ 市民窓口課 (内線113-115)へ。



ITが活躍します!